

第16回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成30年9月28日（金） 午後2時より

会議の場所 朝日支所2F 創作実習室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第33号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第34号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについて |
| 日程第5 | 議第114号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第6 | 議第115号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第116号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第117号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第118号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第10 | 議第119号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第11 | 議第120号 | 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、増田 勝、森山 護、下田初秋、道上 修、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

村上真由美、黒木甚右エ門、伊藤善明、清水直喜、中田一彦、

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：橋本哲夫、農地主事：林義一、畜産課長：丸山浩一、

林務課長：高井和之、

書記：水口仙之、脇坂光生、嶋田恵一、西本泰輝、水橋靖、北村鋭、下畑英史、

前坂幸寛、木戸脇良昭、尾形博司、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第16回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、1番村上委員、9番黒木委員、12番伊藤委員、15番清水委員、16番中田委員より欠席報告があり、出席委員は19名中14名で過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>月初めの、台風21号につきましては皆さんにも大なり小なり被害があったのではないかと思います。また、農作物だけではなく、建物の屋根が飛ばされるなどの被害もあったと聞いております。そのような現状を踏まえ今月9月19日に國島市長、JA駒屋組合長、農業委員会会長の私3名で今後の対策について話し合いを行いました。その時は、トマト、ハウレンソウを中心としたハウス関係について多くの話がありましたが、後で水稻、露地野菜、畜産、果樹なども含め、高山市全体の被害を見て頂くよう農政部長を通じてお願いをいたしました。</p> <p>この3者での話し合いは、今回の台風で農業者の心が折れ、今後の農業経営を敬遠される農家が出てきそうな雰囲気の中で、それに対して市、JA、農業委員会が今後の支援等の対応策に取り組み、被害にあわれた農家が引き続き頑張ってくださいことを目的としたものです。</p> <p>そうした中、今度は次の台風が近づいています。前回のような被害にならないことをお祈りします。</p> <p>今回も多くの議事がありますが、皆さんには早く帰って台風対策をしていただきたく、できるだけ審議をスムーズに進め早く閉会したいと思いますので宜しくお願いします。</p>

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 17番 杉本委員と18番 洞谷委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第33号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

林農地主事

今回は55法人のうち3法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
(その他の説明)
1番の法人については、高山市における適格法人を撤退することとなり、それに伴って H30 からの対象法人は 54 法人となる。

議 長

以上、3件について報告いたします。

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第34号 農地法の規定に基づく許可
処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

今回は、1件の報告となります。
(取下げる許可の種類と時期、取下げ理由を説明)
以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第114号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

本日は、4件の上程です。
本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各
号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満た
しております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても
申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地
目、面積、権利取得理由を説明)

以上、4件 田畑7筆で 合計 3,047 m²についてご審議をお願い
いたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可につ
いては許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第115号 農地法第4条の規定によ

る使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と
します。

事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇
書 記

今回は、7件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地
区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3
種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判
断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一
般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を
いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、
地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を
求める旨を説明)

以上、7件、田畑17筆で 計 6,108㎡についてご審議をお願い
いたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可
申請に意見を付する件については許可相当として意見を付するこ
とに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第116号 農地法第5条の規定による
権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件につい
て を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇
書 記

本日は12件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いず
れも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますの
で報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、
地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を

求める旨、農振除外案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

6番については、地目が農地外であるが現況が農地のため農地法の対象となるものです。

8番については面積規模及び転用目的内容から高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。

以上 12件、田畑・原野含め38筆 9,330㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第117号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇記 今回は2件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上2件、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件

については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第118号 相続税の納税猶予に関する
適格者証明ついて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は、2件の上程となります。
(相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める
農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思
有を確認したことを説明)

以上2件、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明について
は、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第119号 農用地利用集積計画の
決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形 書記

本日は1件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強
化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(受人について新規就農者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作
目、解除条件付使用貸借及び存続期間を説明)

以上、1件 田3筆 1,736 m²についてご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、
承認といたします。

続きまして、日程第11 議第120号 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 この議案については、情勢の推移による変更で、毎年1回見直しを行うものです。本年は、用途変更15件、除外13件の上程です。
（2項目(用途変更・除外)の各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、目的を説明）
以上、合計28件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

杉本委員 用途変更の8番と9番ですが、養豚場の建設とのことで場所的には地元の渚地区の住宅地から離れてはいるが、予定地の下流部には上水道の取水地があり、その下流は国道沿いで夫婦滝公園がある。環境的な面から、地権者を含めた地元と業者間での十分な話し合いが必要ではないかと考えますが。

橋本事務局長 議案書の特記事項に記載がありますが、面積規模等から大規模開発構想届の手続きが必要となります。それを踏まえて地元の意見を聞くこととなっておりますので、その話し合いの声を反映しながら今後進めていくものとしています。

議長 規模的にどのくらいの飼養頭数か。

尾形書記 1200から1500頭の飼養計画となっています。

小坂委員 除外案件にあるように、分家住宅の分家の範囲はどの程度を定義としているか。

尾形書記 農家世帯主からみて孫までを分家としての対象範囲としています。

加藤委員 分家住宅として住まれた場合、1件の独立世帯とみるか、或いはあくまで分家なので本家のみを世帯とするのか、その扱いはどういうものか。

議 長 そこは地域や町内で扱いが違うのではないか。

尾形書記 分家住宅としての除外案件は例年あり、その追跡調査はしていないので明確な解答となりませんが、あくまで1件の独立した世帯となり、分家ではありますが1世帯としての扱いとするべきものと考えます。

議 長 建築する位置や場所的な面もあり、各家庭でケースが違うので統一した扱いはできないのではないかと思います。

 他にご意見ありませんか。

 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更については承認することとします。

 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

 (発言なし)

それではこれもちまして、第16回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時10分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

杉本 彰信 委員

洞谷 由次 委員
